

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A－1 船舶局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 3 船舶局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 4 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付するものとし、免許状には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。

A－2 次の記述は、無線局の臨時検査（注）について述べたものである。電波法（第73条及び第111条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 電波法第73条第5項の検査をいう。

- ① 総務大臣は、次の(1)から(5)までに掲げる場合には、その職員を無線局に派遣して、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる。
- (1) 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように

A

 その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。
- (2) 無線局の発射する

B

 に適合していないと認め、当該無線局に対して

C

 を命じたとき。
- (3)

C

 の命令を受けた無線局からその発射する

B

 に適合するに至った旨の申出があったとき。
- (4) 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- (5) その他電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。
- ② ①の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、

D

 の罰金に処する。

A	B	C	D
1 当該無線設備の修理	電波の型式、周波数又は空中線電力がその免許状に記載されたもの	期間を定めて無線局の運用の停止	1年以下の懲役又は50万円以下
2 当該無線設備の修理	電波の質が総務省令で定めるもの	臨時に電波の発射の停止	6月以下の懲役又は30万円以下
3 当該無線設備の取替え	電波の質が総務省令で定めるもの	期間を定めて無線局の運用の停止	1年以下の懲役又は50万円以下
4 当該無線設備の取替え	電波の型式、周波数又は空中線電力がその免許状に記載されたもの	臨時に電波の発射の停止	6月以下の懲役又は30万円以下
5 当該無線設備の修理	電波の質が総務省令で定めるもの	期間を定めて無線局の運用の停止	6月以下の懲役又は30万円以下

A－3 次の記述は、船舶局無線従事者証明の失効について述べたものである。電波法（第48条の3）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して A を経過する日までの間電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。）の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の B の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の B に関して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかったとき。
- (2) 引き続き A 間(1)の業務に従事せず、かつ、当該期間内に(1)の訓練の課程を修了しなかったとき。
- (3) 電波法第48条の2（船舶局無線従事者証明）第2項の無線従事者の資格を有する者でなくなったとき。
- (4) 電波法第79条の2（船舶局無線従事者証明の効力の停止）第1項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その C とき。

	A	B	C
1	5年	操作	停止の期間が3年を超えた
2	5年	操作又はその監督	停止の期間が5年を超えた
3	3年	操作又はその監督	停止の期間が3年を超えた
4	3年	操作	停止の期間が5年を超えた

A－4 海上移動業務の無線局の聴守義務に関する次の記述のうち、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz及びF2B電波156.525MHzの指定を受けているものは、常時、これらの周波数で聴守をしなければならない。(注)
 注 次に掲げる場合にあっては、聴守をすることを要しない。(以下2、3及び4において同じ。)
 (1) 船舶局にあっては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないとき。
 (2) 海岸局については、現に通信を行っている場合
- 2 海岸局にあっては、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、その運用義務時間中、その周波数で聴守をしなければならない。
- 3 F3E電波156.65MHz及び156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）は、航行中常時、そのいずれかの周波数で聴守をしなければならない。
- 4 船舶局であって電波法第33条(義務船舶局の無線設備の機器)の規定によりナブテックス受信機を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。

A－5 海上移動業務における無線電話通信の呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第21条、第23条、第14条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 呼出しは、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。
 (1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- 3 呼出しに対する応答は、順次送信する次に掲げる事項によって行うものとする。
 (1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
- 4 呼出しは、1分以上の間隔をおいて3回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも15分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

A－6 次の記述は、船舶局の送信装置の空中線電力の低下装置について述べたものである。無線設備規則（第41条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその A まで容易に低下することができるものでなければならない。ただし、空中線電力が B 以下のものは、この限りでない。
- ② 4MHzから26.175MHzまでの周波数の電波を使用する船舶局の無線電話の送信装置（無線設備規則第40条の7第1項の送信装置を除く。）は、①にかかわらず、その空中線電力を B 以下に、 C 以内ごとに容易に低下することができるものでなければならない。
- ③ F3E電波を使用する船舶局の送信装置であって、無線通信規則付録第18号の表（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）に掲げる周波数の電波を使用するものは、①の規定にかかわらず、その空中線電力を D 以下に容易に低下することができるものでなければならない。

	A	B	C	D
1	50パーセント	75ワット	75パーセント	1ワット
2	50パーセント	25ワット	75パーセント	5ワット
3	75パーセント	25ワット	50パーセント	1ワット
4	75パーセント	75ワット	50パーセント	5ワット

A－7 次の記述は、船舶自動識別装置の常時動作について述べたものである。無線局運用規則（第40条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第1項の規定に基づき船舶自動識別装置を備えなければならない義務船舶局に限る。）は、当該 A 常時、船舶自動識別装置を動作させなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 航行情報の保護を規定する B がある場合
- (2) C が当該船舶の安全の確保に関し、航行情報を秘匿する必要があると特に認める場合

	A	B	C
1	船舶局の運用許容時間中	国内法令	船舶の責任者
2	船舶局のある船舶の航行中	国際的な取決め、規則又は基準	船舶の責任者
3	船舶局のある船舶の航行中	国内法令	船舶を運行する者
4	船舶局の運用許容時間中	国際的な取決め、規則又は基準	船舶を運行する者

A－8 無線電話通信における通報の速度に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る通報の送信速度として、この規定に定めるところに適合するものはどれか。次の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 原則として、1分間に50字を超えない速度
- 2 正確を期することができるだけ速い速度
- 3 送信者の技量に応じたできるだけ速い速度
- 4 受信者が筆記できる程度の速度

A－9 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に A その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が B までの間（ C による緊急信号を受信した場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。
- ③ C による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

A	B	C
1 陥った場合又は陥るおそれがある場合	終了する	モールス無線電信又は無線電話
2 陥った場合又は陥るおそれがある場合	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置
3 陥るおそれがある場合	終了する	デジタル選択呼出装置
4 陥るおそれがある場合	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話

A－10 義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細
- 2 無線局の検査を受け、検査の結果について総務大臣から指示を受け相当な措置をしたときは、その事実及び措置の内容
- 3 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合は、その事実
- 4 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要

A－11 電波の強度、高圧電気等に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、平均電力が1ワット以下の無線局の無線設備、移動する無線局の無線設備その他総務省令で定める無線設備については、この限りではない。
- 3 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかの場合は、この限りでない。
(1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
(2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 4 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

A－12 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第49条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、許可書の提示を要求することができる。A は、この検査が容易となるようにしなければならない。許可書は、要求に際して提示することができるように保留していなければならない。許可書又はこれを発給した当局の証明が付された副本を、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② 検査職員は、権限のある当局が交付した B を所持しなければならず、船舶局若しくは船舶地球局を有する船舶、その他移動体の指揮者又は責任者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- ③ 許可書が C は、政府又は主管庁は、無線設備がこの規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その設備を検査することができる。
- ④ さらに、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、職務上の D の証明を要求することはできない。

	A	B	C	D
1	局の責任者	証票又は記章	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	知識
2	局の責任者	証票	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	技能
3	局の通信士又は責任者	証票又は記章	提示されないとき	知識
4	局の通信士又は責任者	証票	提示されないとき	技能
5	局の通信士又は責任者	証票又は記章	提示されないとき又は明白な違反が認められるとき	知識

A－13 次の記述は、SOLAS条約（改正含む。）（注）附属書第4章（無線通信）の規定が適用になる船舶に備える無線設備が満たすべき要件等について述べたものである。同条約附属書第4章第6規則（無線設備）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 海上人命安全条約

- 1 無線設備は、その適正な使用に対し機械的、電気的その他の原因による妨害を受けない位置並びに他の設備及び装置と電磁的に両立し及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に設けること。
- 2 無線設備は、できる限り高度の安全性及び運用の利用可能性を確保するような位置に設けること。
- 3 無線設備を操作するための装置を十分に照明するような照明であって、非常電源に接続され、確実に機能し、必要に応じ取り外して使用できるものを備えること。
- 4 航行の安全のために要求されるVHF無線電話の通信路の制御器は、操舵^{そうた}を指揮する場所に近い船橋内の位置において直ちに使用することができるようにしておくものとし、また、必要な場合には、船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。

A－14 海岸局等（注）の安全通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。

- 1 海岸局等は、安全信号又は安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者に通知するとともに海上保安庁にその旨通報しなければならない。
- 2 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 3 海岸局等において安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 海岸局等は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。

A－15 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるものに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 2 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 3 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを遭難に係る船舶を運行する者に通知しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

B－1 次の記述は、遭難通信責任者の配置について述べたものである。電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における ア に関する イ をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であって、 ウ を配置しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める無線従事者は、次の(1)から(3)までのいずれかの資格を有する者とする。
 - (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
 - (2) 第二級海上無線通信士
 - (3) 第三級海上無線通信士
- ③ 遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、②の(1)から(3)までの エ とする。
- ④ オ は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1 遭難通信 | 2 遭難通信、緊急通信及び安全通信 |
| 3 事項を統括管理する者 | 4 事項を担当する者 |
| 5 総務省令で定める業務経歴を有するもの | 6 船舶局無線従事者証明を受けているもの |
| 7 うち、主任無線従事者の選任の届出がされた者 | 8 順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者 |
| 9 船舶の責任者 | 10 無線局の免許人 |

B－2 次の記述は、SOLAS条約（改正含む。）（注）附属書第4章（無線通信）第2規則（用語及び定義）について述べたものである。 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 海上人命安全条約

- ① 「A1海域」とは、 ア の警報を継続して利用し得る少なくとも1の イ 海岸局の無線電話の通信圏内の区域であって締約政府が定めるものをいう。
- ② 「A2海域」とは、 ア の警報を継続して利用し得る少なくとも1の ウ 海岸局の無線電話の通信圏内の区域（A1海域を除く。）であって締約政府が定めるものをいう。
- ③ 「A3海域」とは、警報を継続して利用し得る エ の通信圏内の区域（A1海域及びA2海域を除く。）をいう。
- ④ 「A4海域」とは、 オ の区域をいう。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 デジタル選択呼出し | 2 狭帯域直接印刷電信 |
| 3 UHF | 4 VHF |
| 5 MF | 6 HF |
| 7 インマルサット静止衛星 | 8 海岸地球局 |
| 9 すべての海域 | 10 A1海域、A2海域及びA3海域以外 |

B－3 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者又は免許人が行う変更及び総務大臣の行う周波数等の変更に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条、第19条及び第71条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、混信の除去等のため電波の型式及び周波数の指定の変更を受けようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。
- イ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、予備免許の際に指定された工事落成の期限を延長しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- ウ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- エ 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の電波の型式、周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。
- オ 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。

B－4 海上移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第26条、第14条及び第18条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実にない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。

B－5 遭難警報等を受信した海岸局等の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の3、第81条の4及び第81条の8）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- イ 海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）の電波を使用して、無線電話により、電波法施行規則別図第1号（遭難警報に対する応答）に定める構成のものを送信して行うものとする。

注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。

- ウ 海岸局は、船舶局がデジタル選択呼出装置を使用して送信した遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数（注）で聴守を行わなければならない。

注 デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合の電波の周波数をいう。

- エ 海岸地球局は、船舶地球局から送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、その遭難警報又は遭難警報の中継を海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- オ 海岸地球局は、遭難警報を受信したときは、遅滞なく、遭難船舶の付近にある船舶地球局に対し、当該遭難警報の中継を送信しなければならない。